

議案書

第156回 いわき市都市計画審議会

日時：令和6年11月26日(火)午前10時

場所：いわき市文化センター 3階 大会議室

第155回 いわき市都市計画審議会の審議案件の結果報告

1 日 時 令和6年3月21日(木) 午前10時

2 場 所 いわき市文化センター 3階 大会議室

3 議 事

<附 議>

議案番号	件 名	決定区分	告示年月日・番号
議案第1号	いわき都市計画汚物処理場の変更について (南部衛生センター)	いわき市決定	令和6年4月8日 いわき市告示第33号

<諮 問>

議案番号	件 名	決定区分	告示年月日・番号
議案第2号	第二次いわき都市計画道路網再編計画の策定 について	-	令和6年3月29日 公 表

第 156 回 いわき市都市計画審議会 議案

<附 議>

議案番号	件 名	決定区分	頁
議案第 1 号	いわき都市計画地区計画の決定について	いわき市決定	3
議案第 2 号	いわき都市計画用途地域の変更について	いわき市決定	6
議案第 3 号	いわき都市計画特別用途地区の変更について	いわき市決定	15

<諮 問>

議案番号	件 名	決定区分	頁
議案第 4 号	いわき市都市計画公聴会規則の変更について	-	19

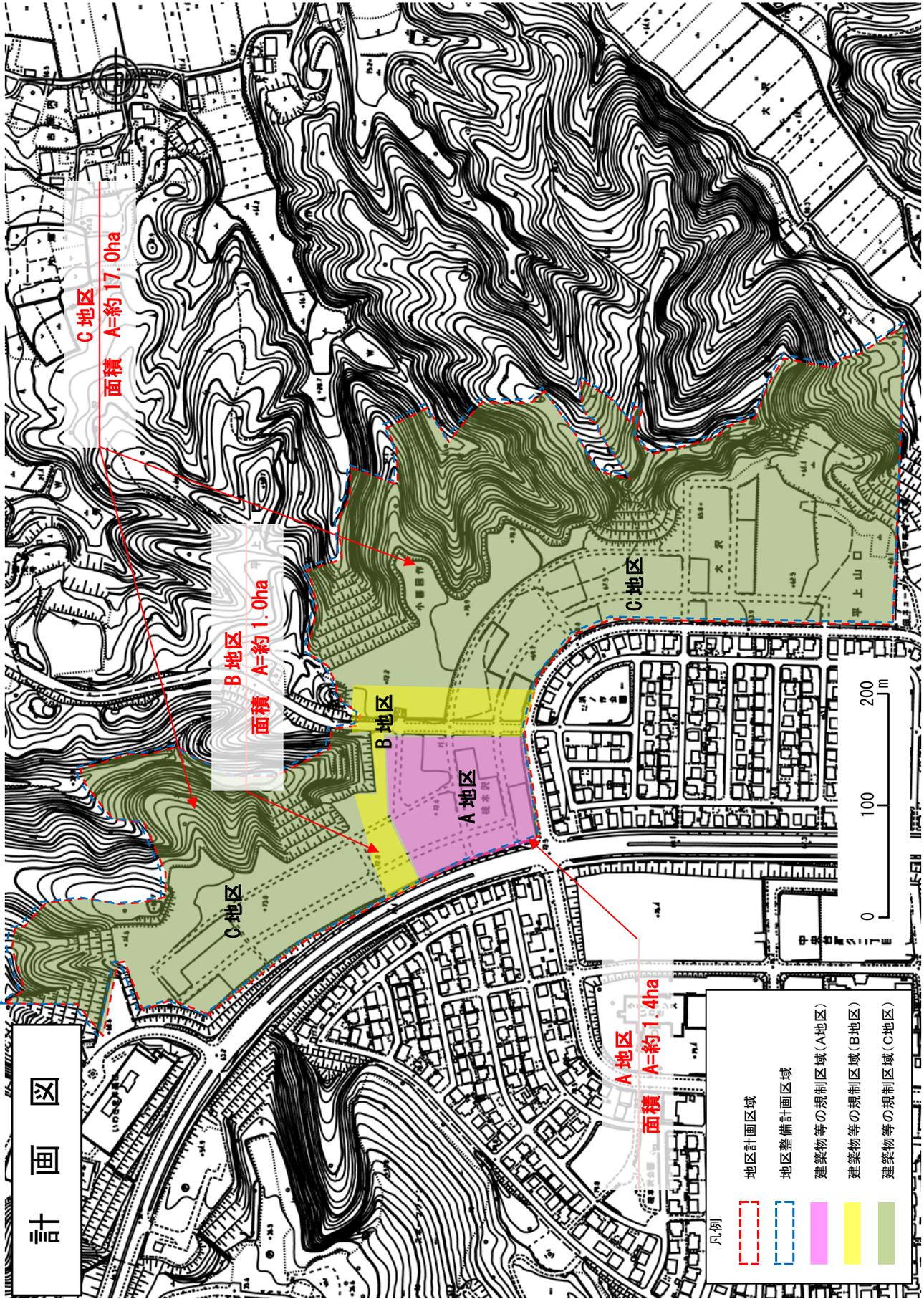
都市計画いわきスマートタウン地区計画を次のように決定する。

名 称	いわきスマートタウン地区計画			
位 置	いわき市平上山口字金折平、字小喜目作、字浜ノ作及び字日渡の各一部の区域 いわき市平下山口字後沢、字大沢及び字桃木沢の各一部の区域 いわき市平上高久字大日作の一部の区域			
面 積	約 19.4ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区はいわきニュータウンの北東部に位置し、市内宅地の需給調整を図るため、平成21年にいわき市土地開発公社がUR都市機構から取得し、その後、東日本大震災に伴う応急仮設住宅用地として活用されてきた。</p> <p>一方で、いわきニュータウンでは、昭和57年の分譲開始から40年以上が経過し、日常サービス施設等の不足や住民の高齢化に伴う移動手段の確保、地域コミュニティの希薄化をはじめとした様々な課題が顕在化している状況であるため、当地区において、いわきニュータウン全体や市全体が抱える課題の解決を図るスマートシティへの取り組みを含めたモデル的開発を実施することとしている。</p> <p>そこで、当地区においては、モデル的開発にあわせて、周辺の良好な住環境等に配慮しながら、適正な土地利用の誘導と良好な市街地形成を図ることを目標とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>居住や商業・業務等の施設を適切に配置し、地区周辺の既成市街地の住環境や周辺の交通状況等に配慮しながら土地利用を誘導する。</p> <p>主として、A地区に商業施設等、B地区に居住・商業・業務施設等、C地区に居住施設等の集積を図る。</p>		
	建築物の整備の方針	<p>良好な市街地の形成、かつ周辺の住環境の保全を図るため、建築物等の用途の制限等を定める。</p>		
地区整備計画	地区の区分（名称及び面積）	A地区 面積 約 1.4ha	B地区 面積 約 1.0ha	C地区 面積 約 17.0ha
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号の一に該当する建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（作業場の床面積の合計が50㎡以内のものも含む） 2. 事務所 3. 病院、診療所 4. 老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 5. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 6. 学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 7. 公衆浴場 8. 地区集会所 	<p>次の各号の一に該当する建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（作業場の床面積の合計が50㎡以内のものも含む） 2. 事務所 3. 診療所 4. 住宅または共同住宅で上記に掲げる用途を兼ねるもの 5. 住宅 6. 長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿 7. 老人ホーム 8. 動物病院（附属する15㎡未満の飼育施設等を含む）、ペット美容室 9. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 	<p>次の各号の一に該当する建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅 2. 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（作業場の床面積の合計が50㎡以内のものも含む） 3. 住宅で上記2に掲げる用途を兼ねるもの
	建築物の敷地面積の最低限度	_____	165㎡以上	
	建築物の壁面の位置の制限	_____	敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、1.0m以上とする。	
	かき又はさくの構造の制限	生垣又は1.2m以下の透視可能な材料（高さが60cm以下の部分はこの限りではない。）で造られたものとする。		

「建築物等の制限に係る地区区分は計画図表示のとおり」

理 由

当地区は、いわきニュータウンにおける住民の高齢化や移動手段の確保、地域コミュニティの希薄化をはじめとした様々な課題や市全体が抱える課題の解決を図るスマートシティへの取り組みを含めたモデル的開発を行うにあたり、周辺の良好な住環境等に配慮しながら、適正な土地利用の誘導と良好な市街地形成を図るため、本案のとおり決定しようとするものです。



計 画 図

いわき都市計画用途地域の変更（いわき市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 271 ha	6/10 以下	4/10 以下	1.0m	165 m ²	10m	2.7%
	約 1,020 ha	8/10 以下	5/10 以下	1.0m	165 m ²	10m	10.1%
小計	約 1,291 ha						12.8%
第一種中高層住居専用地域	約 1,314 ha	20/10 以下	6/10 以下				13.0%
第二種低層住居専用地域	約 17 ha	10/10 以下	6/10 以下	1.0m	165 m ²	10m	0.2%
第二種中高層住居専用地域	約 216 ha	20/10 以下	6/10 以下				2.1%
第一種住居地域	約 3,091 ha	20/10 以下	6/10 以下				30.6%
第二種住居地域	約 392 ha	20/10 以下	6/10 以下				3.9%
準住居地域	約 29 ha	20/10 以下	6/10 以下				0.3%
近隣商業地域	約 200 ha	20/10 以下	6/10 以下				2.0%
商業地域	約 310 ha	40/10 以下	8/10 以下				3.1%
	約 24 ha	60/10 以下	8/10 以下				0.2%
小計	約 334 ha						3.3%
準工業地域	約 608 ha	20/10 以下	6/10 以下				6.0%
工業地域	約 775 ha	20/10 以下	6/10 以下				7.6%
工業専用地域	約 1,834 ha	20/10 以下	6/10 以下				18.2%
合計	約 10,101 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由 適正な土地利用の誘導と良好な市街地形成を図るため、本案のとおり用途地域を変更しようとするものである。

(理 由)

① 四ツ倉駅西口地区

本地区は JR 常磐線四ツ倉駅の西側に位置し、大規模な未利用地の他、交通広場や駐車場等に利用されており、用途地域は工業地域となっています。

本地区を含む四倉地区は、「第二次いわき市都市計画マスタープラン」において、広域拠点として位置付けられており、市北部の拠点として拠点性を高める機能集積や日常生活を支える都市機能の立地誘導を図ることとしています。

また、本地区の一部は「いわき市立地適正化計画」の都市機能誘導区域に設定されており、大規模な未利用地の活用を図りながら、教育・文化・福祉機能を有する交流・防災拠点の整備や民間事業者による日常サービス施設の誘導を推進することとしています。現在の工業地域では学校などの立地が制限されています。

よって、交流・防災拠点の整備や日常生活を支える都市機能の立地誘導を図り、安全・安心な市街地の形成と利便性の高い拠点機能を創出するため、本案のとおり用途地域を変更しようとするものです。

② いわきスマートタウン地区

本地区を含むいわきニュータウン地区は、「第二次いわき市都市計画マスタープラン」において、「地区拠点」として位置付けられており、市民交流や教育・研究機能等の立地誘導を図ることとしています。

また、本地区は「いわき市立地適正化計画」のまちなか居住区域に設定されており、人口減少が進む状況下にあっても一定の人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として位置付けています。

一方、いわきニュータウン地区は、昭和 57 年の初期分譲から 40 年以上が経過し、社会情勢の変化等により、人口、生活環境、交通など様々な面で課題を抱えている状況にあります。

「第二次いわき市都市計画マスタープラン」等においては、これらの課題を解決するとともに、目指すべき将来都市像として掲げる「コンパクトシティ」の実現を図るための取組みを推進することとしています。本地区の現在の用途地域は「第一種低層住居専用地域」であり、商業施設等の立地が制限されている状況にあります。

よって、居住の誘導を促すとともに、日常生活を支える都市機能の立地誘導を図ることにより、生活サービスやコミュニティの持続性を確保するため、本案のとおり用途地域を変更しようとするものです。

新 旧 対 照 表

上段	変更前
下段	変更後

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 271 ha	6/10 以下	4/10 以下	1.0m	165 m ²	10m	2.7%
	約 1,039 ha 約 1,020 ha	8/10 以下	5/10 以下	1.0m	165 m ²	10m	10.3% 10.1%
小 計	約 1,310 Ha						13.0%
	約 1,291 ha						12.8%
第一種中高層住居専用地域	1,314 ha	20/10 以下	6/10 以下				13.0%
第二種低層住居専用地域	約 0 ha	10/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.0%
	約 17 ha			1.0m	165 m ²	10m	0.2%
第二種中高層住居専用地域	約 215 ha	20/10 以下	6/10 以下				2.1%
	約 216 ha						2.1%
第一種住居地域	約 3,085 ha	20/10 以下	6/10 以下				30.5%
	約 3,091 ha						30.6%
第二種住居地域	約 391 ha	20/10 以下	6/10 以下				3.9%
	約 392 ha						3.9%
準住居地域	約 29 ha	20/10 以下	6/10 以下				0.3%
近隣商業地域	約 200 ha	20/10 以下	6/10 以下				2.0%
商業地域	約 310 ha	40/10 以下	8/10 以下				3.1%
	約 24 ha	60/10 以下	8/10 以下				0.2%
小 計	約 334 ha						3.3%
準工業地域	約 608 ha	20/10 以下	6/10 以下				6.0%
	約 608 ha						6.0%
工業地域	約 781 ha	20/10 以下	6/10 以下				7.7%
	約 775 ha						7.6%
工業専用地域	約 1,834 ha	20/10 以下	6/10 以下				18.2%
合 計	約 10,101 ha						—

用途地域面積増減表

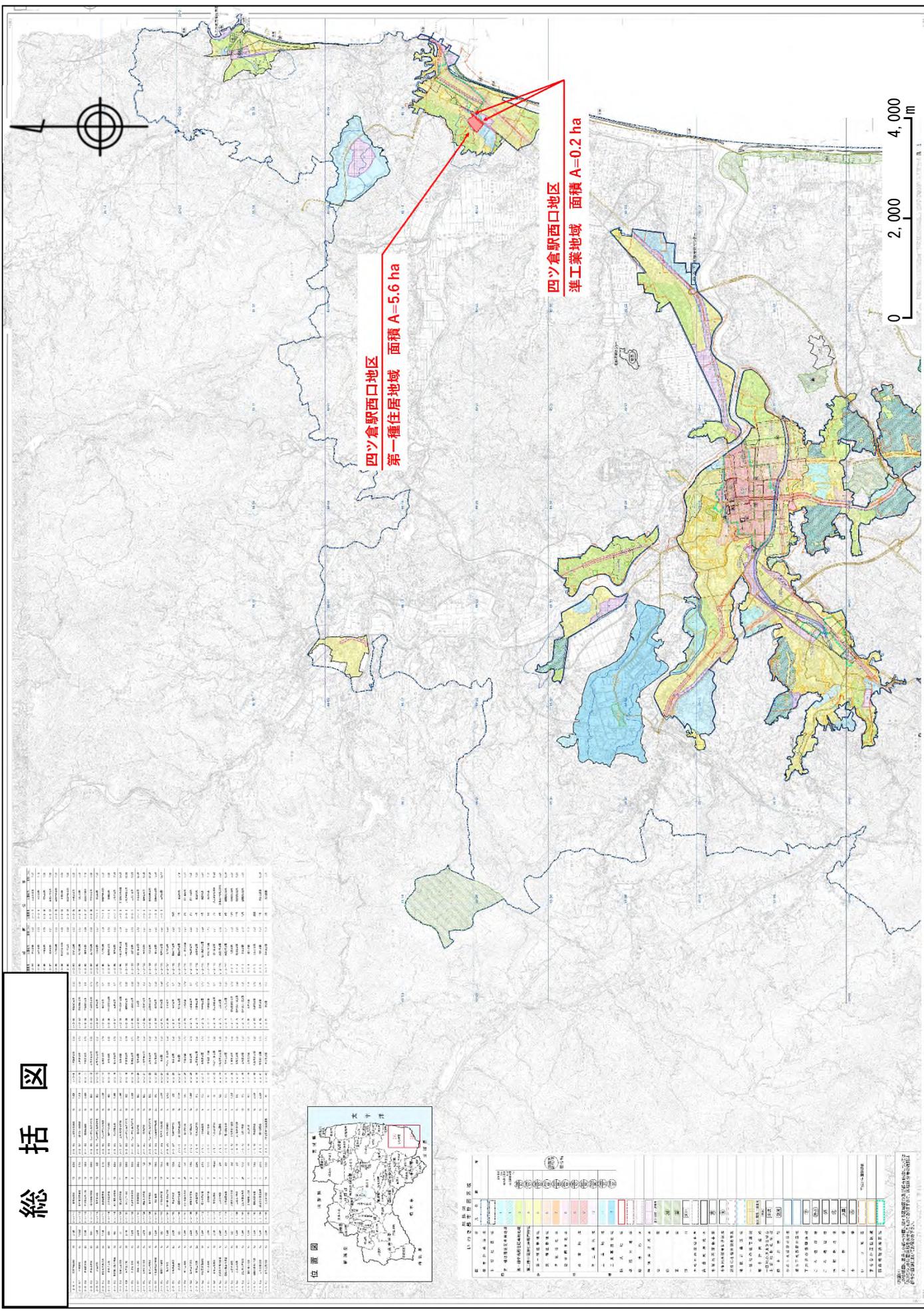
(単位：h a)

種 類		変更前 面積①	増②	減③	変更後面積 ①+②-③
第一種低層住居専用地域	40/60	270.6			270.6
	50/80	1,039.0		19.4	1,019.6
小 計		1,309.6			1,290.2
第一種中高層住居専用地域		1,314.0			1,314.0
第二種低層住居専用地域		0	17.0		17.0
第二種中高層住居専用地域		215.1	1.0		216.1
第一種住居地域		3,085.2	5.6		3,090.8
第二種住居地域		391.0	1.4		392.4
準住居地域		29.0			29.0
住居系用途 小計		6,343.9	25.0	19.4	6,349.5
近隣商業地域		200.0			200.0
商業地域	80/400	309.5			309.5
	80/600	24.0			24.0
小 計		333.5			333.5
商業系用途地域 小計		533.5			533.5
準工業地域		608.1	0.2		608.3
工業地域		781.1		5.8	775.3
工業専用地域		1,834.3			1,834.3
工業系用途 小計		3,223.5	0.2	5.8	3,217.9
合 計		10,100.9	25.2	25.2	10,100.9

用途地域変更面積増減表

地区名	用途地域	増加面積 (ha)	減少面積 (ha)	備考	
① 四ツ倉駅西 口	前) 工業地域	5.6	5.6	減	55,882 m ² ≒ 5.6ha
	後) 第一種住居地域			増	55,882 m ² ≒ 5.6ha
	前) 工業地域	0.2		減	1,972 m ² ≒ 0.2ha
	後) 準工業地域			増	1,972 m ² ≒ 0.2ha
② いわきスマ ートタウン	前) 第一種低層住居専用地域	17.0	19.4	減	193,661 m ² ≒ 19.4ha
	後) 第二種低層住居専用地域			増	169,458 m ² ≒ 17.0ha
	後) 第二種中高層住居専用地域	1.0		増	9,939 m ² ≒ 1.0ha
	後) 第二種住居地域	1.4		増	14,264 m ² ≒ 1.4ha
合 計		25.2	25.2		

総括図



四ツ倉駅西口地区
第一種住居地域 面積 A=5.6 ha

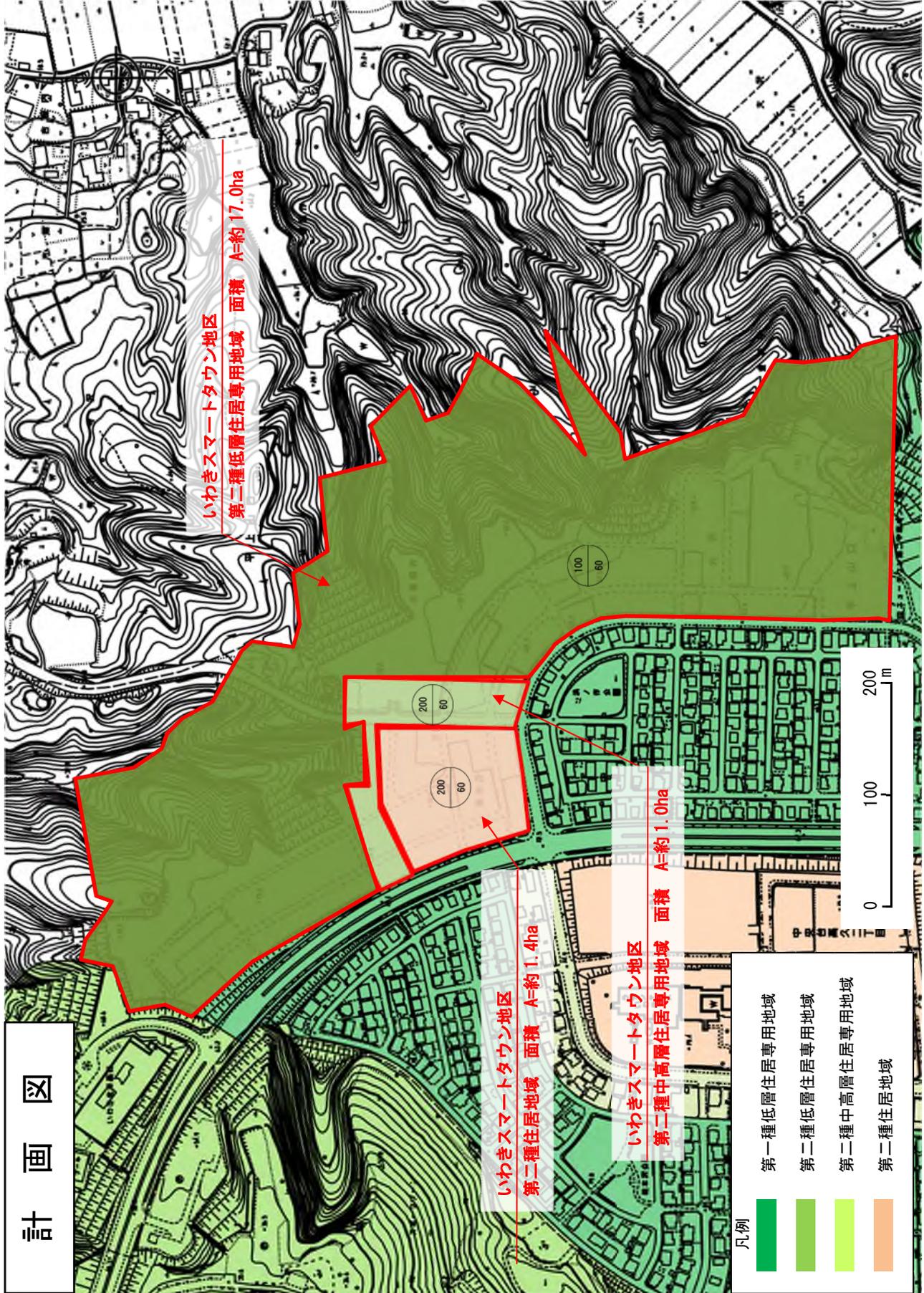
四ツ倉駅西口地区
準工業地域 面積 A=0.2 ha

区画番号	種別	面積 (ha)	備考
001	第一種住居地域	5.6	
002	準工業地域	0.2	
003	第一種工業地域	...	
004	第二種工業地域	...	
005	第三種工業地域	...	
006	第一種商業地域	...	
007	第二種商業地域	...	
008	第一種中密度住宅地域	...	
009	第二種中密度住宅地域	...	
010	第一種低密度住宅地域	...	
011	第二種低密度住宅地域	...	
012	第一種緑地	...	
013	第二種緑地	...	
014	第一種公園	...	
015	第二種公園	...	
016	第一種遊歩道	...	
017	第二種遊歩道	...	
018	第一種河川	...	
019	第二種河川	...	
020	第一種道路	...	
021	第二種道路	...	
022	第一種空地	...	
023	第二種空地	...	
024	第一種雑草	...	
025	第二種雑草	...	
026	第一種農地	...	
027	第二種農地	...	
028	第一種森林	...	
029	第二種森林	...	
030	第一種水田	...	
031	第二種水田	...	
032	第一種畑作	...	
033	第二種畑作	...	
034	第一種牧場	...	
035	第二種牧場	...	
036	第一種養蚕	...	
037	第二種養蚕	...	
038	第一種果樹園	...	
039	第二種果樹園	...	
040	第一種茶園	...	
041	第二種茶園	...	
042	第一種園芸	...	
043	第二種園芸	...	
044	第一種遊園	...	
045	第二種遊園	...	
046	第一種運動場	...	
047	第二種運動場	...	
048	第一種体育館	...	
049	第二種体育館	...	
050	第一種学校	...	
051	第二種学校	...	
052	第一種病院	...	
053	第二種病院	...	
054	第一種福祉施設	...	
055	第二種福祉施設	...	
056	第一種文化施設	...	
057	第二種文化施設	...	
058	第一種娯楽施設	...	
059	第二種娯楽施設	...	
060	第一種公共施設	...	
061	第二種公共施設	...	
062	第一種官公庁施設	...	
063	第二種官公庁施設	...	
064	第一種宗教施設	...	
065	第二種宗教施設	...	
066	第一種墓地	...	
067	第二種墓地	...	
068	第一種公園	...	
069	第二種公園	...	
070	第一種遊歩道	...	
071	第二種遊歩道	...	
072	第一種河川	...	
073	第二種河川	...	
074	第一種道路	...	
075	第二種道路	...	
076	第一種空地	...	
077	第二種空地	...	
078	第一種雑草	...	
079	第二種雑草	...	
080	第一種農地	...	
081	第二種農地	...	
082	第一種森林	...	
083	第二種森林	...	
084	第一種水田	...	
085	第二種水田	...	
086	第一種畑作	...	
087	第二種畑作	...	
088	第一種牧場	...	
089	第二種牧場	...	
090	第一種養蚕	...	
091	第二種養蚕	...	
092	第一種果樹園	...	
093	第二種果樹園	...	
094	第一種茶園	...	
095	第二種茶園	...	
096	第一種園芸	...	
097	第二種園芸	...	
098	第一種遊園	...	
099	第二種遊園	...	
100	第一種運動場	...	
101	第二種運動場	...	
102	第一種体育館	...	
103	第二種体育館	...	
104	第一種学校	...	
105	第二種学校	...	
106	第一種病院	...	
107	第二種病院	...	
108	第一種福祉施設	...	
109	第二種福祉施設	...	
110	第一種文化施設	...	
111	第二種文化施設	...	
112	第一種娯楽施設	...	
113	第二種娯楽施設	...	
114	第一種公共施設	...	
115	第二種公共施設	...	
116	第一種官公庁施設	...	
117	第二種官公庁施設	...	
118	第一種宗教施設	...	
119	第二種宗教施設	...	
120	第一種墓地	...	
121	第二種墓地	...	

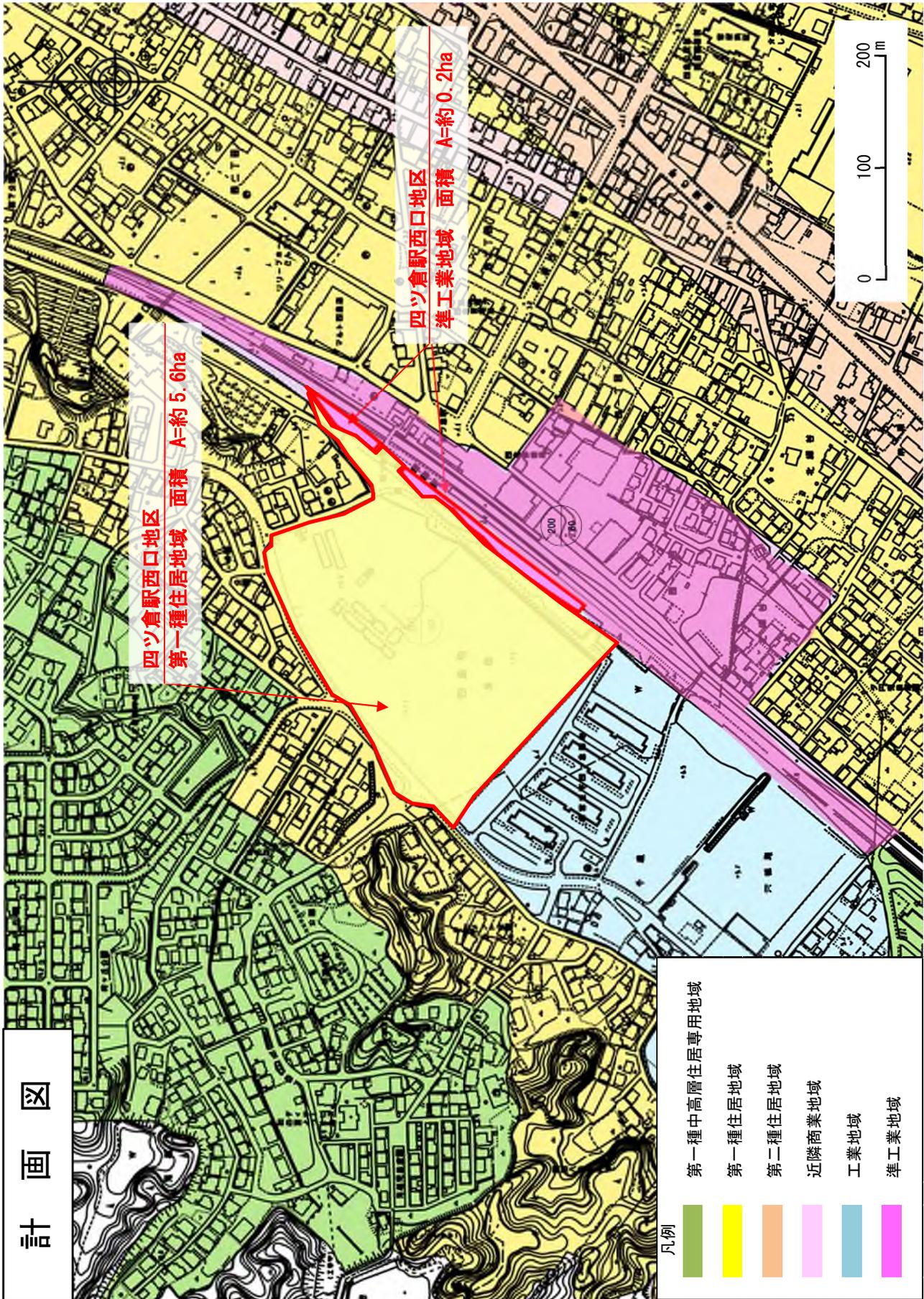


種別	色	備考
第一種住居地域	黄色	
準工業地域	緑色	
第一種工業地域	青色	
第二種工業地域	水色	
第三種工業地域	淡青色	
第一種商業地域	赤色	
第二種商業地域	淡赤色	
第一種中密度住宅地域	茶色	
第二種中密度住宅地域	淡茶色	
第一種低密度住宅地域	黄褐色	
第二種低密度住宅地域	淡黄褐色	
第一種緑地	濃緑色	
第二種緑地	淡緑色	
第一種公園	濃青色	
第二種公園	淡青色	
第一種遊歩道	濃水色	
第二種遊歩道	淡水色	
第一種河川	濃藍色	
第二種河川	淡藍色	
第一種道路	濃灰色	
第二種道路	淡灰色	
第一種空地	濃白色	
第二種空地	淡白色	
第一種雑草	濃黄褐色	
第二種雑草	淡黄褐色	
第一種農地	濃茶色	
第二種農地	淡茶色	
第一種森林	濃緑色	
第二種森林	淡緑色	
第一種水田	濃水色	
第二種水田	淡水色	
第一種畑作	濃黄褐色	
第二種畑作	淡黄褐色	
第一種牧場	濃黄褐色	
第二種牧場	淡黄褐色	
第一種養蚕	濃黄褐色	
第二種養蚕	淡黄褐色	
第一種果樹園	濃黄褐色	
第二種果樹園	淡黄褐色	
第一種茶園	濃黄褐色	
第二種茶園	淡黄褐色	
第一種園芸	濃黄褐色	
第二種園芸	淡黄褐色	
第一種遊園	濃黄褐色	
第二種遊園	淡黄褐色	
第一種運動場	濃黄褐色	
第二種運動場	淡黄褐色	
第一種体育館	濃黄褐色	
第二種体育館	淡黄褐色	
第一種学校	濃黄褐色	
第二種学校	淡黄褐色	
第一種病院	濃黄褐色	
第二種病院	淡黄褐色	
第一種福祉施設	濃黄褐色	
第二種福祉施設	淡黄褐色	
第一種文化施設	濃黄褐色	
第二種文化施設	淡黄褐色	
第一種娯楽施設	濃黄褐色	
第二種娯楽施設	淡黄褐色	
第一種公共施設	濃黄褐色	
第二種公共施設	淡黄褐色	
第一種官公庁施設	濃黄褐色	
第二種官公庁施設	淡黄褐色	
第一種宗教施設	濃黄褐色	
第二種宗教施設	淡黄褐色	
第一種墓地	濃黄褐色	
第二種墓地	淡黄褐色	

計画図



計画面図



いわき都市計画特別用途地区の変更（いわき市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 608 ha	いわき市内の全ての準工業地域

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市では、中心市街地の活性化や都市機能が集積した持続可能な都市づくりを目指すため、市内に広域的に分散している全ての準工業地域においては、大規模集客施設の立地を規制する特別用途地区を指定しています。

JR 四ツ倉駅西口地区において、適正な土地利用を誘導する用途地域の変更に伴い、工業地域から準工業地域へ変更することから特別用途地区の区域を追加するものです。

新 旧 対 照 表

上段	変更前
下段	変更後

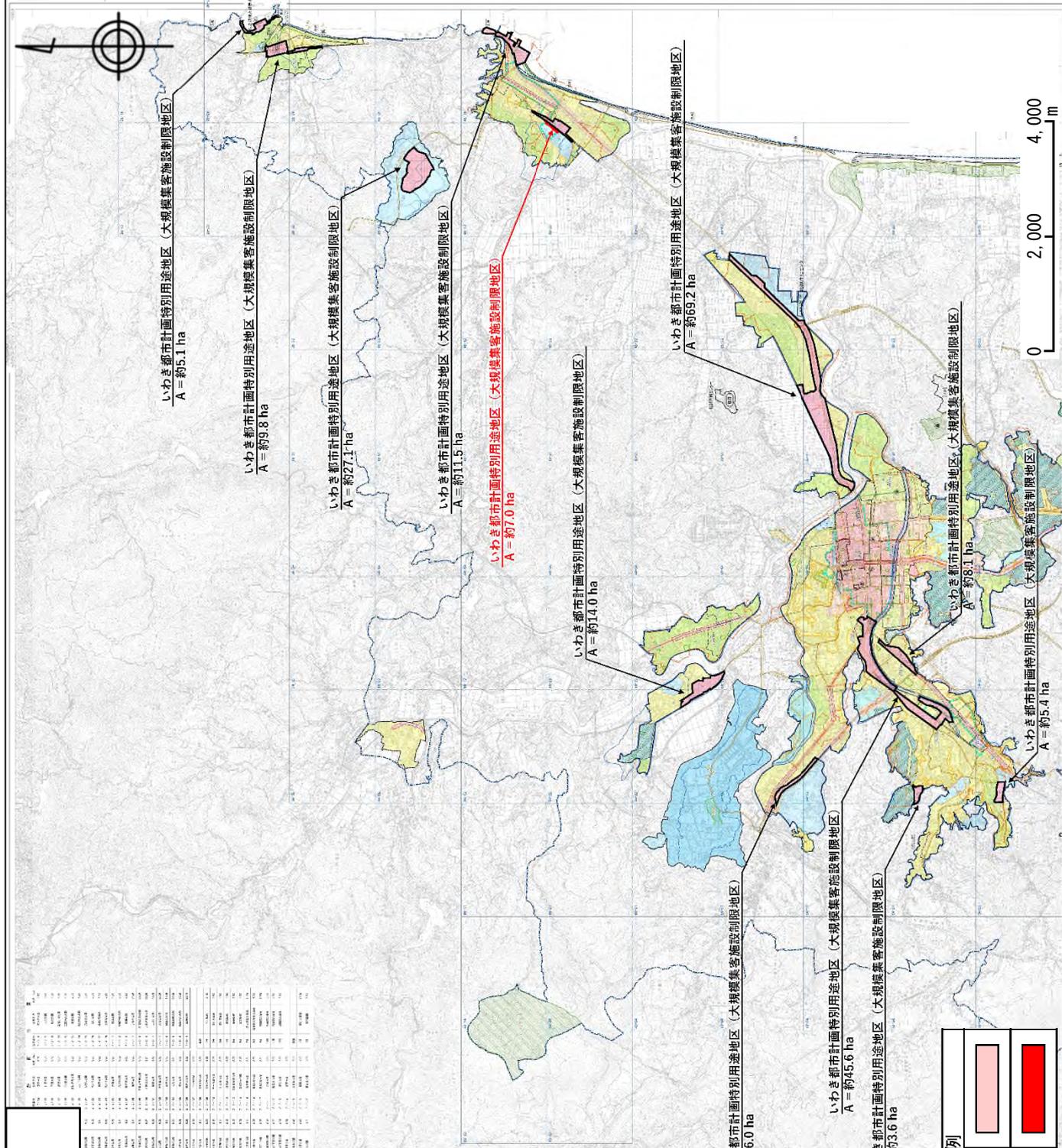
種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 608 ha 約 608 ha	いわき市内の全ての 準工業地域

総括図

区分	面積 (ha)	備考
1	1,234.5	
2	2,345.6	
3	3,456.7	
4	4,567.8	
5	5,678.9	
6	6,789.0	
7	7,890.1	
8	8,901.2	
9	9,012.3	
10	10,123.4	
11	11,234.5	
12	12,345.6	
13	13,456.7	
14	14,567.8	
15	15,678.9	
16	16,789.0	
17	17,890.1	
18	18,901.2	
19	19,012.3	
20	20,123.4	
21	21,234.5	
22	22,345.6	
23	23,456.7	
24	24,567.8	
25	25,678.9	
26	26,789.0	
27	27,890.1	
28	28,901.2	
29	29,012.3	
30	30,123.4	
31	31,234.5	
32	32,345.6	
33	33,456.7	
34	34,567.8	
35	35,678.9	
36	36,789.0	
37	37,890.1	
38	38,901.2	
39	39,012.3	
40	40,123.4	
41	41,234.5	
42	42,345.6	
43	43,456.7	
44	44,567.8	
45	45,678.9	
46	46,789.0	
47	47,890.1	
48	48,901.2	
49	49,012.3	
50	50,123.4	
51	51,234.5	
52	52,345.6	
53	53,456.7	
54	54,567.8	
55	55,678.9	
56	56,789.0	
57	57,890.1	
58	58,901.2	
59	59,012.3	
60	60,123.4	
61	61,234.5	
62	62,345.6	
63	63,456.7	
64	64,567.8	
65	65,678.9	
66	66,789.0	
67	67,890.1	
68	68,901.2	
69	69,012.3	
70	70,123.4	
71	71,234.5	
72	72,345.6	
73	73,456.7	
74	74,567.8	
75	75,678.9	
76	76,789.0	
77	77,890.1	
78	78,901.2	
79	79,012.3	
80	80,123.4	
81	81,234.5	
82	82,345.6	
83	83,456.7	
84	84,567.8	
85	85,678.9	
86	86,789.0	
87	87,890.1	
88	88,901.2	
89	89,012.3	
90	90,123.4	
91	91,234.5	
92	92,345.6	
93	93,456.7	
94	94,567.8	
95	95,678.9	
96	96,789.0	
97	97,890.1	
98	98,901.2	
99	99,012.3	
100	100,123.4	

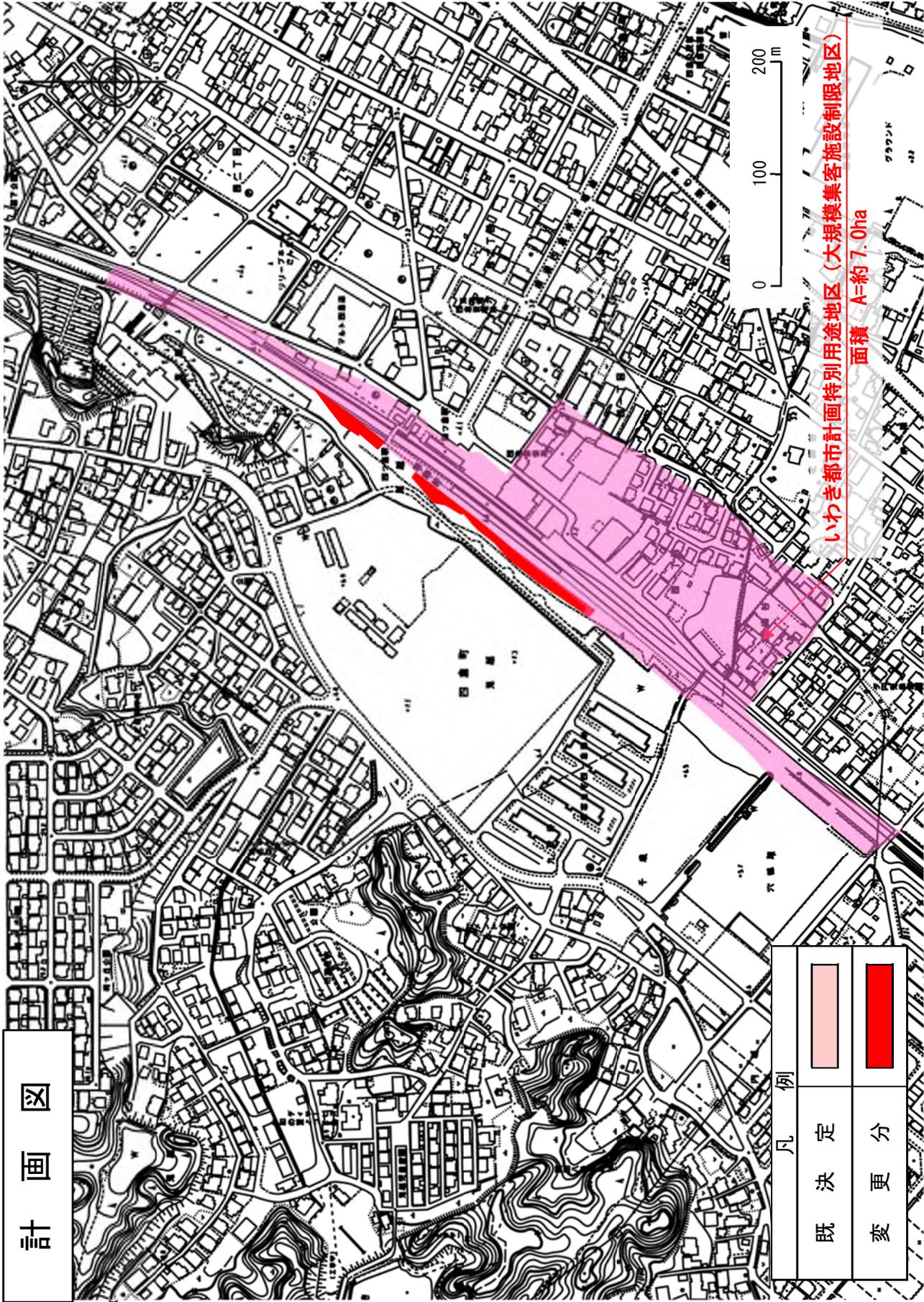


区分	色	名称
1	赤	大規模集客施設制限地区
2	黄	大規模集客施設制限地区
3	緑	大規模集客施設制限地区
4	青	大規模集客施設制限地区
5	紫	大規模集客施設制限地区
6	白	大規模集客施設制限地区
7	黒	大規模集客施設制限地区
8	茶	大規模集客施設制限地区
9	灰	大規模集客施設制限地区
10	水	大規模集客施設制限地区
11	緑	大規模集客施設制限地区
12	青	大規模集客施設制限地区
13	紫	大規模集客施設制限地区
14	白	大規模集客施設制限地区
15	黒	大規模集客施設制限地区
16	茶	大規模集客施設制限地区
17	灰	大規模集客施設制限地区
18	水	大規模集客施設制限地区
19	緑	大規模集客施設制限地区
20	青	大規模集客施設制限地区
21	紫	大規模集客施設制限地区
22	白	大規模集客施設制限地区
23	黒	大規模集客施設制限地区
24	茶	大規模集客施設制限地区
25	灰	大規模集客施設制限地区
26	水	大規模集客施設制限地区
27	緑	大規模集客施設制限地区
28	青	大規模集客施設制限地区
29	紫	大規模集客施設制限地区
30	白	大規模集客施設制限地区
31	黒	大規模集客施設制限地区
32	茶	大規模集客施設制限地区
33	灰	大規模集客施設制限地区
34	水	大規模集客施設制限地区
35	緑	大規模集客施設制限地区
36	青	大規模集客施設制限地区
37	紫	大規模集客施設制限地区
38	白	大規模集客施設制限地区
39	黒	大規模集客施設制限地区
40	茶	大規模集客施設制限地区
41	灰	大規模集客施設制限地区
42	水	大規模集客施設制限地区
43	緑	大規模集客施設制限地区
44	青	大規模集客施設制限地区
45	紫	大規模集客施設制限地区
46	白	大規模集客施設制限地区
47	黒	大規模集客施設制限地区
48	茶	大規模集客施設制限地区
49	灰	大規模集客施設制限地区
50	水	大規模集客施設制限地区
51	緑	大規模集客施設制限地区
52	青	大規模集客施設制限地区
53	紫	大規模集客施設制限地区
54	白	大規模集客施設制限地区
55	黒	大規模集客施設制限地区
56	茶	大規模集客施設制限地区
57	灰	大規模集客施設制限地区
58	水	大規模集客施設制限地区
59	緑	大規模集客施設制限地区
60	青	大規模集客施設制限地区
61	紫	大規模集客施設制限地区
62	白	大規模集客施設制限地区
63	黒	大規模集客施設制限地区
64	茶	大規模集客施設制限地区
65	灰	大規模集客施設制限地区
66	水	大規模集客施設制限地区
67	緑	大規模集客施設制限地区
68	青	大規模集客施設制限地区
69	紫	大規模集客施設制限地区
70	白	大規模集客施設制限地区
71	黒	大規模集客施設制限地区
72	茶	大規模集客施設制限地区
73	灰	大規模集客施設制限地区
74	水	大規模集客施設制限地区
75	緑	大規模集客施設制限地区
76	青	大規模集客施設制限地区
77	紫	大規模集客施設制限地区
78	白	大規模集客施設制限地区
79	黒	大規模集客施設制限地区
80	茶	大規模集客施設制限地区
81	灰	大規模集客施設制限地区
82	水	大規模集客施設制限地区
83	緑	大規模集客施設制限地区
84	青	大規模集客施設制限地区
85	紫	大規模集客施設制限地区
86	白	大規模集客施設制限地区
87	黒	大規模集客施設制限地区
88	茶	大規模集客施設制限地区
89	灰	大規模集客施設制限地区
90	水	大規模集客施設制限地区
91	緑	大規模集客施設制限地区
92	青	大規模集客施設制限地区
93	紫	大規模集客施設制限地区
94	白	大規模集客施設制限地区
95	黒	大規模集客施設制限地区
96	茶	大規模集客施設制限地区
97	灰	大規模集客施設制限地区
98	水	大規模集客施設制限地区
99	緑	大規模集客施設制限地区
100	青	大規模集客施設制限地区



凡例	
既定	赤
変更	黒

計 画 図



「いわき市都市計画公聴会規則」の変更について

「いわき市都市計画公聴会規則」について、次のとおり諮問する。

別紙「いわき市都市計画公聴会規則（案）」のとおり

理 由

都市計画公聴会（以下、公聴会）は、都市計画の案を作成しようとする場合において、都市計画法第16条第1項の規定により、住民の意見を反映させるための措置の一つとして行われている。

なお、本市においても、いわき市都市計画公聴会規則に基づき、都市計画変更の素案に対する意見を述べる場として開催がされている。

公聴会は素案の縦覧期間中に意見を述べたい者が公述の申請を行い、その意見を述べる場として開催されるものである。公述人のいない場合の開催など、形式的な手続きを省略できることとするため、「いわき市都市計画公聴会規則」について変更しようとするものである。